

長建協発第555号
平成24年3月28日

会 員 各 位

社団法人 長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

石綿健康被害救済制度等の周知・広報に係るリーフレット等について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、石綿による健康被害を受けた方及び御遺族に対する救済の充実を図るため、「石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律」が平成23年8月30日に公布され、同日から施行されたところであります。（改正内容につきましては、別紙をご参照願います。）

厚生労働省、環境省、並びに環境再生保全機構では、同改正をふまえ、今後とも石綿による健康被害を受けた方及びその御遺族が必要な給付を確実に速やかに請求していただけるよう、労災補償制度と石綿健康被害救済制度による各給付について一体的に説明した周知・広報ポスター及びリーフレットが作成されましたのでお知らせ申し上げます。